



東光有限責任監査法人

Toko LLC

TOKOニュースレター

Vo.1. 180/2025年12月号

発行日：2025年12月15日

台湾情勢に関する高市首相の発言を受け、日中間の外交的緊張が高まっており、その影響が観光・消費・輸出など実体経済の分野にも広がりつつあります。中国政府は日本への渡航に関して注意喚起を行い、その後、訪日中国人観光客の数が減少傾向にあるとの指摘もみられます。これに伴い、一部の化粧品メーカーや小売・観光関連企業では、中国からの顧客による購買行動の慎重化が観測され、売上の鈍化や株価の変動として表れ始めています。

こうした状況は企業のサプライチェーン構造や需要動向に影響を及ぼす可能性があり、特に中国市場への依存度が高い企業では影響が顕在化しやすいと考えられます。そのため、仕入先や販売地域の構成変化、旅行客動向、消費者需要の揺らぎなどを継続的かつ早期にモニタリングすることが重要になっていきます。

最新情報（2025年11月1日～2025年11月30日）

1. 業種別委員会

CPA 協会 HP 掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2025年 11月5日	実務 指針	「銀行等監査特別 委員会報告第4号 「銀行等金融機関 の資産の自己査定 並びに貸倒償却及 び貸倒引当金の監 査に関する実務指 針」の改正」及び 「公開草案に対する コメントの概要 及び対応」の公表 について	日本公認会計士協会（業種別委員会）では、2025年10月8日に開催された常務理事会の承認を受けて、「銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」の改正」を公表いたしましたので、お知らせします。 2024年6月14日に公布された「事業性融資の推進等に関する法律」(2026年5月25日施行。以下「事業性融資推進法」という。)により、新たに企業価値担保権が創設されることとなりました。 金融庁では、企業価値担保権について、金融機関から寄せられた疑問に対する金融庁の基本的な考え方を整理するペーパーとして、「企業価値担保権付き融資の評価や引当の方法等に係る基本的な考え方について（事業性融資推進プロジェクトチーム検討ペーパー）」(以下「検討ペーパー」という。)を2025年7	2026年4月1 日以後開始する 事業年度

			月2日に公表しました。 本改正は検討ペーパーの公表を受けて、所要の改正を行ったものです。	
2025年 11月 14日	お知 らせ	監査契約書（投資 事業有限責任組 合）様式の更新に ついて	<p>2025年3月18日付けで法規・制度委員会研究報告第1号「監査及びレビュー等の契約書の作成例」が改正されたこと、及び2025年4月1日に改正投資事業有限責任組合契約に関する法律施行規則が施行されたことを受けて、以下の監査契約書の様式を更新しましたので、お知らせいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投資事業有限責任組合 <p>なお、従前の監査法人用の様式では指定社員制度の利用の有無に応じてそれぞれ様式を分けておりましたが、今回の更新において「指定社員制度の利用あり」に統一し、「指定社員制度の利用なし」の場合の取扱いは注書きで補足いたしましたので、ご留意ください。</p>	—

2. IFRS 関係（会計制度委員会）

該当なし

3. 学校法人会計（学校法人委員会）

CPA 协会 HP 掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2025年 11月 12日	公開 草案	「学校法人委員会 実務指針第40号 「学校法人の寄附 行為等の認可申請 に係る書類の様式 等の告示に基づく 財産目録監査の取 扱い及び監査報告 書の文例」の改正 について」（公開草 案）の公表につい て	<p>2023年（令和5年）5月の私立学校法の改正を受け、「学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等」（平成6年7月20日文部省告示第117号）が改正され、同告示に基づいて行われる公認会計士監査の監査対象となっている書類の名称が「財産目録」から「財産の一覧」に変更されました。</p> <p>これを受けて日本公認会計士協会（非営利法人委員会）では、学校法人委員会実務指針第40号「学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等の告示に基づく財産目録監査の取扱い及び監査報告書の文例」の改正について検討を行いました。</p> <p>このたび一通りの検討を終えたため、草案として公開し、広く意見を求めることがいたしました。</p>	—

4. 非営利・公会計（非営利法人委員会、公会計委員会）

該当なし

5. IT 関係（テクノロジー委員会）

該当なし

6. その他（会計制度委員会等）

CPA 協会 HP 掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2025年 11月 10日	お知 らせ	企業会計基準委員 会から IASB に宛 てた持分法プロジ ェクトに関するレ ターについて	<p>企業会計基準委員会は、国際会計基準審議会（IASB）におい て検討されている持分法プロジェクトに関し、2025年11月7 日に IASB に宛ててレター（Re: The Equity Method Project） を送付いたしました。</p> <p>日本公認会計士協会は当該レターの趣旨に賛同する旨のレタ ーを発信しております。</p> <p>レターの内容については、以下の企業会計基準委員会のウェブ サイトをご覧ください。</p> <p>（ 日 本 語 ） https://www.asb-j.jp/jp/opinion/committee_comments/y2025/1015-1107.html</p> <p>（ 英 語 ） https://www.asb-j.jp/en/discussions/comment_letter/iasb/y2025/2025-1107.html</p>	—
2025年 11月 28日	意見	ISSB 公開草案 「SASB スタンダ ードの修正案」に 対するコメントに ついて	<p>2025年7月3日に、国際サステナビリティ基準審議会 （International Sustainability Standards Board : ISSB）か ら、公開草案「SASB ス坦ダードの修正案」が公表され、広 く意見が求められました。</p> <p>日本公認会計士協会（企業情報開示委員会）では、当該公開 草案に対するコメントを取りまとめ、2025年11月28日付け で提出しましたのでお知らせいたします。</p>	—

II. 連絡広場（ワンポイントメッセージ）

有価証券報告書について、株主総会前の早期開示の議論が続いています。その一方で一部のプライム企業を対象として、サステナビリティ情報開示が2027年3月期より義務化されることにより事務負担が増加するため、1か月延長する案も浮上していました。しかし、金融庁は投資家の声を重視し、これまで通り事業年度が終わってから3カ月以内とする規定を据え置くとしました。サステナビリティ開示の義務化とは、金融庁がSSBJ基準を有価証券報告書に取り入れる予定を示し、導入スケジュールを明確にしたものです。まず、時価総額が3兆円以上のプライム市場上場企業を対象に、2027年3月期からSSBJ基準に従ったサステナビリティ情報の開示が義務化される予定です。その後は段階的に範囲を拡大し、1兆円以上～3兆円未満の企業が2028年3月期、5,000億円以上～1兆円未満の企業が2029年3月期から義務化される案が示されています。また、28年3月期から開示内容を担保するための保証が求められる予定です。

上場企業を巡る開示ルールの変化により、取引先としての中小企業にも、いずれサステナビリティへの取り組みを求めてくる可能性が十分に考えられるため、情報収集と準備を始めることが重要です。

以上

【発行元】

東光有限責任監査法人 ナレッジチーム

〒162-0824

東京都新宿区揚場町1番1号 揚場ビル3階

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703